

令和元年度（2019年度）第6回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和元年（2019年）9月3日（火）
午前9時30分から午前11時まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
- 議案第2号 県立高等学校における令和2年度（2020年度）使用教科用図書
の採択について
- 議案第3号 県立特別支援学校高等部における令和2年度（2020年度）使用
教科用図書の採択について
- 議案第4号 熊本県いじめ防止対策審議会の委員の任命について
- 議案第5号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 県内各採択地区における令和2年度（2020年度）使用小学校
及び中学校教科用図書の採択状況について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が櫻井委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号から議案第5号は人事案件ため非公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第3号、報告（1）を公開で審議し、議案第4号、議案第5号の順に非公開で審議することとした。

（5）議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しております。

9月定例会県議会へ提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。

該当の議案は、2ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下の2項目です。

まず、「第1号」は、令和元年度熊本県一般会計補正予算（第2号）です。5ペ

ージをお願いします。教育に関するものとしまして、表頭“款”の欄、「7 教育費」を御覧願います。表頭“項”の欄「2 社会教育費」に、3億1,220万7千円を補正予算として計上しております。補正予算の内容については、次の6ページの別紙「教育委員会 9月補正予算 内訳」を御覧願います。「7 教育費」の「2 社会教育費」ですが、「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金」としまして、文化財復旧復興のために寄せられた寄附金を文化財等復旧復興基金へ積み立てるものでございます。

7ページをお願いします。「第3号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定」に係るものでございます。条例案の概要につきまして10ページを御覧願います。これは、「内容」欄「1 条例改正の趣旨」に“成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため”と記載がありますが、今回、これまで成年被後見人等について、資格や職種等から一律に排除していたものを、必要な能力の有無で個別判断するという趣旨の法律が制定され、地方公務員法についても、欠格条項から成年被後見人等が削除されたことに伴い、関係する条例の規定の整理を行うものです。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

はい。ただいまの説明について御質問等があれば、よろしく願います。

教育長

私の方から1点、予算の関係ですけれども、今回の文化財等、復興復旧金に積み立て3億1,200万とありますけれども、現状ではトータルいくらぐらいの基金の積立額になっているのでしょうか。

文化課長

はい。文化課でございます。この文化財の復旧復興費は、民間や県民の方々から寄附をいただいて、それに基づいて文化財の復旧や民間の方々の負担軽減を行っておりまして、現在約44億円の寄附をいただいているところでございます。以上です。

教育長

すみません。ちなみに、大まかな使い道は何か予定があるのでしょうか。

文化課長

文化課でございます。この寄附を頂いた分に関しまして、配分検討委員会で配分方法を検討しております。例えば、熊本城とか阿蘇神社の方に使ってほしいとなりましたら、そちらの方に、それ以外のものに関しましては、熊本城とそれ以外で配分するという形で考えております。現在、熊本城に約28億円ほど、阿蘇神社に2億円ほど、その他に14億円ほどで予定をしているところでございます。以上です。

教育長

はい。ありがとうございました。他に何か御質問等はございますでしょうか。

教育長

よろしいでしょうか。

教育長

では、この件につきましては原案の通り可決でよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

はい。ありがとうございます。

○議案第2号 「県立高等学校における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について」

高校教育課長

高校教育課でございます。県立高等学校における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について説明します。

まず、高等学校の教科書採択の流れについて、概要を説明いたします。表紙をめくっていただきますと、本年度の教科書採択までの流れについて示しております。

4月に、文部科学省から教育委員会事務局に教科書の採択に関する通知及び教科書目録が送付されましたので、学校に送付しました。さらに、6月初旬に、事務局から教科書採択の基本方針及び選定基準等を送付しました。その後、各県立高等学校において教科書の選定が行われ、7月中旬に選定理由書等の関係書類とともに、本課に報告されました。本課において選定理由書等を点検後、8月に教科書採択委員会を開催して採択案を作成しました。本日は、その採択案について御審議いただくこととなります。

資料1ページ、「県立学校における教科用図書採択の基本方針」を御覧ください。3の「(2)教科用図書の選定」に、「校長は教科用図書選定基準に基づき、採択希望教科用図書の選定を行い、関係資料を添えて、県教育委員会に報告する。」とありますように、高等学校の場合、小中学校と異なり、学校ごとに教科書を選定します。また、「(3)教科用図書の採択」にありますように、各学校から提出された資料をもとに、庁内に設置した教科書採択委員会で各学校の採択希望教科用図書を審議し、その結果を教育委員会に報告し、審議することとなっております。資料2ページは、「県立学校に係る教科書採択委員会設置要項」でございます。第3条にありますように、委員会は、教育指導局長を委員長とし、教育指導局各課長を委員とする構成となっております。本年度は8月26日に開催いたしました。資料3～4ページは、「県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の選定基準等」でございます。

各学校では、3ページの「1」及び「2」に記載してあります基準や観点に沿って教科書を選定することとなります。また、4ページの3の(1)に示しておりますように、高等学校用教科書の選定については、「学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科書を使用する場合を除き、『高等学校用教科書目録』に登載されている教科書のうちから選定すること」となっております。教科書目録については、委員の皆様のお手元に1冊ずつ置いていますが、その中に文部科学省検定済・著作教科書が全て記載されており、学校は、その中から、それぞれの教科・科目の教科書を選定いたします。

続きまして、各学校における教科書選定の手順について説明します。資料4ページの「4 選定の手順」を御覧ください。各学校の校長は、教科書の選定に当たって校内教科書選定委員会を設置し、採択希望教科用図書を選定します。9～10ページを御覧ください。各学校では、選定にあたり、学校の教育目標・教科科目の目標を記載した9ページの別紙1と、10ページの別紙2の資料を作成します。

なお、別紙2は、教科書1種目に付き1枚作成することとなっております。資料4ページの「4 選定の手順」にお戻りください。(3)選定委員会では、今御説明しました資料等をもとに各教科用図書について審議します。(4)校長は、校内選定委員会の審議を踏まえて採択希望教科用図書を選定し、県教育委員会に報

告することとなっております。以上が、各学校における教科書選定の手順でございます。

資料5～6ページには、教科書関係法令を掲載しております。資料7ページは、「県立高等学校における令和2年度（2020年度）採択希望教科用図書 種目別点数一覧（案）」でございます。7ページにお示ししておりますのが、現行の学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済・著作教科書の点数は、表の一番下にありますように、全部で792種類あり、本県県立高校で選定した教科書の数はそのうちの585種類（73.9%）にのぼることから、県立高校では、幅広く様々な教科書が選定されているということになります。資料11ページからは、各学校から報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものでございます。例として、多様な学科が設置されている阿蘇中央高校について説明させていただきます。ページ数は、34ページから36ページです。阿蘇中央高校には、普通科、商業系の総合ビジネス科、農業系の農業食品科、グリーン環境科、そして、福祉系の社会福祉科と、5つの学科が設置されています。

阿蘇中央高校では、文部科学省検定済・著作教科書が、全部で99冊選定されています。これは天草拓心高校の106冊に次いで、県内で2番目に多い選定数となります。35ページを御覧ください。英語のコミュニケーション英語Ⅱの教科書が2冊、選定されています。実際の教科書は、お手元にあるとおりです。

三省堂の教科書は、農業食品科、グリーン環境科、社会福祉科の教科書として、啓林館の教科書は、普通科、総合ビジネス科の教科書として選定されています。三省堂の教科書は基本的な事柄を重視し、大きなサイズで読みやすく、発音にもカタカナが添えてあります。選定理由には「視覚的にわかりやすく理解しやすい」等挙げられております。一方、啓林館の教科書は英文の量が多く、日本語での説明も少なくなっています。選定理由には「本校生徒の実態に即した分量、語彙レベルの英文が扱われている。また、文法知識についても本校1年次までの既習内容から効果的に発展させることができるレベルの難易度である」等挙げられております。このように、同じ「コミュニケーション英語Ⅱ」でも、学科によって単位数（授業時数）や生徒の実態等が異なりますので、使用する教科書もそれに応じたものになっている、ということでございます。資料36ページを御覧ください。阿蘇中央高校は、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」として、6冊選定しております。先ほど、教科書は原則として「教科書目録」から選定すると御説明申し上げましたが、しかしながら、高等学校には多くの教科・科目があり、その全ての教科・科目に文部科学省検定済・著作教科書があるわけではありません。そのような場合、学校教育法附則第9条の規定により、一般に市販されている図書で適切なものがあれば、教科書として使用することが可能となっております。このような図書を「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」といいます。

「令和2年度（2020年度）県立高等学校における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の選定状況」については、資料8ページに一覧としてまとめております。阿蘇中央を例に御説明申し上げましたが、各学校において選定された教科書について、それらが適切に選定されたものかどうかについては、提出された約3000枚の選定理由書等をもとに、事務局において、各教科の担当指導主事が確認し、指導、助言をさせていただきました。

その後、8月26日に「教科書採択委員会」を開催し、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認したところ

でございます。説明は以上です。御審議のほどお願いいたします。

教育長

はい。ただいまの説明につきまして御質問等があればお願いをいたします。

吉田委員

よろしいでしょうか。

教育長

はい。お願いいたします。

吉田委員

教科書の選定は、学校で教育に携わっておられる先生方が十分に議論された結果だと思えます。私は選択された後の教科書の使われ方に関心があります。自分の記憶では、たとえば歴史の授業では、時間がなくなって近現代の部分がスルーされる傾向がありました。こうした教科書の活用状況などについて情報をお取りになったりしているのかをお伺いしたいと思えます。

高校教育課長

はい。高校教育課でございます。各教科書の教科書を選定する際に学習指導要領に添った形で進めないといけないものですから、当然どの教科書も最後まで終わらないといけない。ですから、その配分につきましては、どこの単元を少し短めにして時間を取って、また時間をちょっと省略してということで調整をしながら進めているようでございます。

特に進学校につきましては、その後の受験がございますので、どうしてもそこまでには間に合わせないといけないという状況もございます。

それからその後どうするかということですが、これは各学校、また次の年度の教科書採択に向けて、同じような手続きで、教科会で前年度に採った教科書の中身はどうだったかというところから始まりまして、次の学年に買わせる、新しく入ってくる学年に対してはこちらのほうがいいではないか、というような議論は行った上で、学校の方で選定委員会を行い、教育委員会の報告になされるという形でございます。

吉田委員

全体としてはそうだと思うのですが、教科によって違いがあるのではないかと思います。また、教科書に多くの情報が含まれている中で、重点を置くところについて予め検討しておくといい授業ができるのではないのでしょうか。さらに、それぞれの教科書を使用した後の評価などは、学校内だけではなく同じ教科書を使っている学校間で共有されることが大事だと思います。

高校教育課長

どの教科のほうでもやっておられるかどうかは、私も掴んでいないのですが、例えば、各教科の研究協議会という教員の組織がございます。そこで例えば、研究授業をして、その報告をする場合にはどの教科書のどこの部分の単元を材料に使ったというのを明示して話が進んでまいりますので、そこで教師間での情報交換がなされていると思っているところでございます。

吉田委員

ありがとうございました。

櫻井委員

よろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

櫻井委員

すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、この見本で頂いた啓林館の英語の2というのは、阿蘇中央高校の分だという説明があったのですが、阿蘇中央高校の35ページのコミュニケーション英語の啓林間で記号番号がコの2の339となっているのですが、この頂いた資料は、コの2の338になっているのですが、これは間違いですか。

高校教育課長

内容は、ほとんど一緒でございます。いまお手元にあるのが338でございますね。少し内容を改定等で文科省に申請して、指定を受けた番号が少し後の番号になっており、内容はほとんど変わっていないということでした。

教育指導局長

また、冊数を確保するために、これは去年とか一昨年のも同じものが先生方のお手元にはあるのだと思います。学習指導要領改定の3年前ですので、基本的にこの何年間かは、まったく同じ内容です。ただ教科書が一部なくなったりしてですね、恐らくお手元のリストの番号がずれたりしているということだと思います。そのため、現在の目録の番号が今年の番号になるとでと思います。

櫻井委員

ありがとうございました。

教育長

ありがとうございました。他になにかございますか。

教育長

では、私のほうから。先程、3,000枚くらい、いろいろ資料も上がってきており、それを丁寧に審査していただいていることですが、やっぱり非常に書類が多いと学校現場からのいろいろなお話もありますので、大事な作業ではあるかと思いますが、今後に向けてできるだけ効率化というか、効果的な審議とか審査に繋がるように、いろいろ工夫も今後引き続きやっていただければなと思います。

教育長

どうぞ。

吉田委員

児童生徒たちからの評価も検討してはどうでしょうか。心理学のプログラム学習では「学習者検証の原理」というものがあります。これは、学習がうまくいかなかったとき、その原因を学習者に求めるのではなく、プログラムに問題があると考えするという立場です。もちろん、児童生徒の評価が絶対的なものではありませんが、その反応や声を活かしながら、内容を選択するとか、教科書会社にもフィードバックするといった展開ができればいいと思います。

高校教育課長

貴重な御意見ありがとうございます。別紙資料につきましては、これは後日、情報公開も行いますので、そのような状況もできるだけ簡素化の方向で検討して参りたいと思います。

生徒からの意見ですが、これは授業評価を各学校で行っているところもありますので、その項目を入れたりする等検討させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

教育長

他はよろしいでしょうか。

教育長

では、この件につきましては原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 「県立特別支援学校高等部における令和2年度（2020年度）使用教科用図書の採択について」

特別支援教育課長

それでは、議案第3号 県立特別支援学校高等部における令和2年度（2020年度）使用教科用図書採択案について、御説明いたします。提案理由は、県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、教科書採択委員会から報告された県立特別支援学校高等部における令和2年度（2020年度）採択希望教科用図書について、令和2年度（2020年度）使用教科用図書として採択する必要があることによるものです。まず、「別紙資料1」を御覧ください。この資料の上段の「特別支援学校高等部で使用する教科用図書」にお示しているとおり、特別支援学校においては3種類の教科書を使用しています。

①の「検定済教科書」は、高等学校用教科書目録に登載されている教科書です。

②の「文部科学省著作教科書」は、特別支援学校用の教科書で、「視覚障がい者用」「聴覚障がい者用」「知的障がい者用」があります。この文部科学省著作教科書及び検定済教科書の使用が適当でない場合、③にありますように、絵本等の「一般図書」を使用することが可能とされています。実際には、知的障がいのある生徒が絵本を使用しています。別紙資料1にお戻りいただき、資料の下段「教科書選定の手続き」について御説明いたします。教科書選定については、選定基準等に基づき、各学校の教科書選定委員会において自校の教育課程に合った図書を選定し、県教育委員会で採択します。採択された教科用図書の中から、障害の状況や発達段階等を考慮しながら、生徒一人一人に応じて使用する教科用図書を選びます。

それでは、別添資料3「県立特別支援学校高等部における令和2年度（2020年度）使用教科書（案）」を御覧ください。1ページには検定済教科書を使用する学校と、使用する教科書の種類数、また2ページには著作教科書と一般図書を使用する学校と種類数についてお示ししております。

はじめに検定済教科書ですが、3ページから11ページまでが検定済教科書の採択案となっております。特別支援学校高等部のうち、「盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校（肢体不自由）、黒石原支援学校（病弱）」においては、知的障害を伴わない生徒が在籍しています。4校在籍しております生徒に対しては、高等学校に準ずる教育課程を編成し、高等学校で使用する検定済教科書を使用しています。5ページを御覧ください。ここには盲学校が選定した検定済教科書を載せております。盲学校においては、これらの検定済教科書を原典として作られた点字教科書と、弱視の生徒が使用する拡大教科書がございます。本日は、拡大教科書についてまとめた別紙資料2をお手元に御用意しております。中段に通常の教科書と拡大教科書のレイアウトの違いについて、図で示しております。解説文と図説のページを分けるなど、弱視の程度に応じて、文字や図形を拡大・複製したもので、文字サイズの大きさやフォント、見やすさ、学びやすさを考慮したレイアウトになっており、それぞれの生徒の見え方に応じたものを選定します。7ペー

ジからは、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校が選定した検定済教科書
を載せています。写真や図が効果的に使用され、視覚的に理解しやすいもの、基
礎基本的な内容に重点が置かれているものなど、各校の生徒の障がい特性に応じ
て選定されています。

それでは、2ページにお戻りください。次に、文部科学省著作教科書について
ですが、こちらの16校が著作教科書を選定しており、13ページから44ペー
ジに各校の採択案を掲載しております。本日は、知的障がい者用の国語の教科書
☆～☆☆☆のいずれかをお配りしておりますので、御覧ください。4つの学習段
階で内容構成されており、それぞれ☆～☆☆☆☆まで知的障がいの程度に合わせ
て使用できるようになっています。文部科学省著作教科書は、特別支援学校用教
科書目録に掲載されており、小中学部用に文部科学省が編纂し、著作の権利を有
するものです。高等部用に作られたものはありませんが、高等部に在籍する知的
障がいのある生徒、また視覚障がいや聴覚障がいに加えて、知的障がいのある生
徒が使用する教科書として選定されています。

最後に一般図書について御説明いたします。再度、2ページにお戻りください。
こちらの17校が一般図書を選定しており、46ページ以降に各校の採択案を掲
載しています。一般図書には、知的障害のある生徒が使用する教科書に加えて、
盲学校、熊本聾学校の専門課程で用いる教科書がございます。47ページを御覧
ください。ここには、視覚障害のある生徒に対する教育を行う盲学校が選定した
一般図書を載せております。1番から42番の教科書は、重複障がいのある生徒
が使用する図書として選定したものです。43番から71番までの教科書は、検
定済教科書を元に作られた点字教科書です。次ページの72番から127番まで
を御覧ください。盲学校の高等部には、鍼、灸や按摩、指圧師としての知識や技
能を習得するため理療科等を設置していますので、専門的図書を選定しています。

53ページからは、熊本聾学校が選定した一般図書を載せております。1番か
ら61番の教科書は、聴覚障害のある生徒に対する教育を行うため、視覚的に見
やすく、内容を理解しやすい図書が選定してあります。また、重複障がいのある
生徒が使用するものも含まれています。また、聾学校高等部には理容師としての
知識や技能を習得するための理容科を設置していることから、62番から72番
まで、理容に関する専門図書を選定しています。

56ページを御覧ください。ここには、知的障害のある生徒に対する教育を行
う学校である熊本はばたき高等支援学校が選定した一般図書を載せております。
11番に教科書「くらしに役立つ数学」とありますが、知的障害のある生徒が、
数や計算等に関する基本的な内容を理解し、日常生活に活かしていけるような内
容になっています。買い物や金銭管理、時刻など、身近な生活に関連させながら
数や計算について学習できるよう授業を行います。また、59番から65番まで
は「福祉」、66番から70番までは「流通・サービス」の一般図書です。熊本
はばたき高等支援学校には、福祉と流通・サービスの教科があり、それらの教科
用図書を選定しています。高等部を設置している知的障害特別支援学校は、熊本
はばたき高等支援学校の他、全部で17校ありますが、一人一人の実態に応じて
選定することに加え、このように各校の教育課程の違いにより選定内容にも違
いが生じております。64ページを御覧ください。熊本かがやきの森支援学校が選
定した一般図書を載せております。熊本かがやきの森支援学校は、肢体不自由の
ある重度重複障がいの児童生徒を対象とした学校であり、読み聞かせに適した絵
本、ページのめくると立体的な仕掛けで、いろいろな形が飛び出すなど、物語を

読み進めるのと同時に、手指の巧緻性を高めながら学習を進めることができる図書などの選定が多く、他の4校の肢体不自由特別支援学校においてもこうした幅広い図書が選定されています。

最後に、80ページを御覧ください。黒石原支援学校が選定した一般図書です。黒石原支援学校は、病弱者を対象としておりますので心身症や慢性疾患、重複障がいのある生徒など多数在籍しています。病院内への訪問教育など、制限のある教育環境にある生徒にとっては、興味関心を深め、想像力に働きかける上で、読み聞かせに適した図書、科学的な見方・考え方に働きかける図書、ボタン操作でピアノの音色が出る図書まで、幅広い内容のものになっております。

以上、各校では、教科書の選定にあたり、各校の教育課程に応じた教科ごとの目標を達成するに資する教科書について調査研究を行い、生徒一人一人に合った教科書を選定しております。御審議よろしくお願ひいたします。

教育長

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

吉井委員

お世話になります。これだけの数の候補の教科書を調べていただき、また一人一人に合わせた教科書にさせていただいてありがとうございます。本当に大変な作業だったと思います。ありがとうございました。一つお伺いしたいのですが、熊本聾学校の教科書を見ていたのですが、私が単純に考えていたのは、聾学校は手話を教えるものだと思っていたのですが、見ると手話の教科書とかはありませんよね。これはもう既に手話は学んでいると言う前提でされるのでしょうか。

特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。聾学校の児童生徒の聴覚の聞こえのレベルが様々です。手話を使うお子さん、それから指文字を使うお子さん、それから口話法と言うことで、口の形でコミュニケーションを取ったりするお子さん、様々な聴覚のレベルがございます。ですので、学習で言いますと、それぞれの聞こえの課題をクリアする学習はその教科書とは別途、一人一人の状況に応じて学習をするものですから、この教科書の採択に当たっては直接手話を教えるというような教科書を扱うわけではございません。別途学習を行っているということでございます。

吉井委員

教科書を使わない学習と言うことですね。ありがとうございます。

教育長

はい。どうぞ。

堀内委員

すみません。私もちょっと似たような質問なのですが、やはり障がいの程度によって勉強する教科とかも違ってくると思うのですが、聾学校だと知的障害があるような認識は余り持っていないのですが、外国語の授業が無いような気がするのですが、やはりそれは聴覚的などところでそういう教科はされないのでしょうか。

特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。7ページを御覧いただきますと、7ページの35番に外国語の教科がございます。

堀内委員

すみません。こっちにあるのですね。ありがとうございます。

特別支援教育課長

知的障害の無いお子さんについては高等学校に準ずると言うことで、全ての教科を取り扱います。

堀内委員

ありがとうございます、そうしましたらもう1点。リスニングの授業は手話ですか。どういうふうな形になりますか。

特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。私も具体的にそれぞれ授業を見たことが無いのですが、聞こえの状態に応じてリスニングは難しいお子さんに対しては、手話ですとか、教科書に準じてそれを視覚的に補った授業を行うと聞いております。

堀内委員

ありがとうございます。

教育長

はい。どうぞ。

教育指導局長

私も直接の聾学校での授業の経験は無いのですが、同じような視点で例えば、高校入試のリスニングテストがありますけど、聴覚障害のある受験生の方にはテロップ受験で別室にて画面でリスニングと同じものがテロップで出てきて、答えていくというような試験を利用しています。そういったいろいろなツール等を使いながら教育がなされています。

堀内委員

ありがとうございました。今度、共通テストに代わって4技能と言うところが出てきますので、そのあたりに興味がありましたので、お聞きしました。ありがとうございます。

教育長

1点、確認してよろしいでしょうか。分厚い方の別添資料の3の2ページで著作教科書16校の中にひのくに高等支援学校が入っていないというのは何か特別な理由があるのですか。

特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。著作教科書については、お手元に国語の☆（ほし）本といわれる著作本をお配りしていますが、こちらがそもそも知的障害のレベルからすると小中学部のお子さん方を対象としています。こちら御指摘の2ページにひのくに高等支援が入っていないことについては、ひのくに高等支援学校が知的障害のレベルが就労を希望される軽度の生徒さんが入学されるということでこちらの小中学校を対象の教科書は生徒のレベルに応じていないということでこの著作本を採用していないということになります。

教育長

ありがとうございました。他に御意見はございますか。

教育長

それではこの件につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

（委員了承）

教育長

はい。ありがとうございました。

○報告（１） 「県内各採択地区における令和２年度（２０２０年度）使用小学校及び中学校教科用図書の採択状況について」

義務教育課長

県内各採択地区における令和２年度（２０２０年度）使用小学校及び中学校教科用図書の採択状況について、御報告いたします。

８月３１日までに、県内１１採択地区のすべてにおいて、採択事務が終了し、採択権者である市町村教育委員会での採択を経て、県教育委員会に報告がありました。お手元にありますのが、採択状況の一覧でございます。

なお、今回採択された教科書が、前回採択された教科書と異なる場合は、前回採択された教科書発行者の略称を「備考欄」に記載しています。前回の採択と同一の場合は、空欄となっています。今回採択された小学校の教科書は、令和２年度から令和５年度までの４年間使用することになります。中学校については、今回採択された教科書は、令和２年度の１年間のみの使用となります。

なお、中学校については、次年度、新学習指導要領に基づき編集された新しい教科書を、各採択地区で採択していくこととなります。この採択結果につきましては、各市町村教育委員会等に通知するとともに、県教育委員会ホームページ及び県庁情報プラザにて公開する予定です。

なお、「選定資料」及び「専門調査員」につきましても、９月１７日以降に県庁情報プラザにて公開いたします。

以上で、御報告を終わります。

教育長

はい。ただいまの説明につきまして御質問等があればよろしくお願ひいたします。

教育長

この件につきましてはよろしいでしょうか。

（委員了承）

教育長

はい。ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和元年（２０１９年）１０月８日（火）午前９時３０分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前１１時